

第2回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月21日 午後3時から

2 開催場所 由仁町役場3階委員会室

3 議事日程

日程第1 議席議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転9件、賃貸借6件)

日程第4 議案第2号 地域計画における目標地図(素案)の決定について

4 出席
委員

1番 鷺見幸生	2番 杉本道哉	3番 川端 敦
4番 田中昭一	5番 高橋 智	6番 森長正徳
7番 西田勝敏	8番 佐藤弘之	9番 河端英利
10番 松田一博	11番 橋口善一郎	13番 山田正人
14番 中道雅彦	15番 北川正則	

5 事務局
説明員

局長 青木祐次	主査 鈴木 渉
---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いいたします。
ご着席ください。

局長 ただいまから、令和7年第2回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いいたします。

議長 本日招集いたしました令和7年由仁町農業委員会第2回総会の出席者は14名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第2回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
14番 中道委員、15番 北川委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』
 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。
 内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
 本件は、所有権移転の売買が9件、賃貸借が6件の農用地利用集積計画です。
 利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の2月28日です。

 本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。
 全ての農用地について耕作または養畜を行う。
 農作業に常時従事する。
 対象農地の関係権利者の同意が得られていること。
 の各要件を全て満たしているものと判断しております。

 議案の2ページをお開きください。

 1番から4番については、先月1月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

 5番から次の3ページの9番については、昨日20日に開催された農地あっせん調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。

 それでは、議案の2ページにお戻りください。

 1番ですが、土地の所在は山楸1213の1筆の田で、面積は21,139㎡です。

主査

売買価格は、[REDACTED]円で、譲渡人は岩内自治区の[REDACTED]氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。
なお、事業参加者は同じ岩内自治区の[REDACTED]氏です。

2 番ですが、土地の所在は岩内 1811-4 から 1811-11 までの 4 筆の田で、合計面積は 43,018 m²です。

売買価格は、[REDACTED]円で、譲渡人は岩内自治区の[REDACTED]氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。
なお、事業参加者は同じ岩内自治区の[REDACTED]氏です。

3 番ですが、土地の所在は岩内 1927 から 3172 までの 4 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 62,935 m²です。

売買価格は、[REDACTED]円で、譲渡人は岩内自治区の[REDACTED]氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。
なお、事業参加者は同じ岩内自治区の[REDACTED]氏です。

4 番ですが、土地の所在は川端 1418-1 から 1474 までの 14 筆の畑で、合計面積は 78,659 m²です。

売買価格は、[REDACTED]円で、譲渡人は三川泉町の[REDACTED]氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。
なお、事業参加者は東三川自治区の[REDACTED]です。

5 番ですが、土地の所在は古川 191-1 の 1 筆の田と 1 の畑で、合計面積は 15,033 m²です。

売買価格は、[REDACTED]円で、譲渡人は古川自治区の[REDACTED]氏、札幌市北区の[REDACTED]氏、古川自治区の[REDACTED]氏、苫小牧市見山町の[REDACTED]氏で、譲受人は古川自治区の[REDACTED]氏です。

議案資料の 1 ページをご覧ください。

農地は、古川地区の国道 234 号線の南側にある、あっせん申出地①の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、田・畑ともに 10a あたり [REDACTED]円となっております。

議案の 3 ページをお開きください。

主査

6 番ですが、土地の所在は古川 236-1 と 272-1 の 1 筆の田と 1 の畑で、合計面積は 9,997 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は 1 番と同じ、古川自治区の [REDACTED] 氏ほか 3 名で、譲受人は古川自治区の [REDACTED] 氏です。

議案資料の 1 ページをご覧ください。

農地は、古川地区の国道 234 号線の南側にある、あっせん申出地②と③の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、田・畑ともに 10a あたり [REDACTED] 円となっております。

議案の 3 ページにお戻りください。

7 番ですが、土地の所在は東三川 1074 から 1569 までの 4 筆の田で、合計面積は 14,095 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は東三川自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は同じ東三川自治区の [REDACTED] 氏です。

議案資料の 2 ページをご覧ください。

農地は、東三川地区の国道 274 号線の西側にある、あっせん申出地①から④までの白線で囲まれた農地です。

売買価格は、10a あたり [REDACTED] 円となっております。

議案の 3 ページにお戻りください。

8 番ですが、土地の所在は東三川 1365 から 1373 までの 4 筆の田で、合計面積は 17,794.97 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は東三川自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は同じ東三川自治区の [REDACTED] 氏です。

議案資料の 3 ページをご覧ください。

農地は、東三川地区の国道 274 号線の東側にある、あっせん申出地①から④までの白線で囲まれた農地です。

売買価格は、10a あたり [REDACTED] 円となっております。

以上で議案第 1 号の 1 番から 8 番の説明を終わります。

議長 議案第1号の1番から8番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号の1番から8番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号の1番から8番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 ここで、議案第1号の9番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から[REDACTED]には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは議案第1号9番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 9番ですが、土地の所在は東三川 3202 の1筆の田で、面積は12,633 m²です。

売買価格は、[REDACTED]円で、譲渡人は東三川自治区の[REDACTED]
[REDACTED]氏で、譲受人は同じ東三川自治区の[REDACTED]
[REDACTED]です。

議案資料の3ページをご覧ください。
農地は、東三川地区の国道274号線の東側にある、あっせん申出地⑤の白線で囲まれた農地です。
売買価格は、10aあたり[REDACTED]円となっております。
以上で議案第1号の9番の説明を終わります。

主査 貸主は、山形自治区の■■■■氏、借主は、同じ山形自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

12 番ですが、土地の所在は、中三川 317-1 と 328 の 2 筆の田で、合計面積は 49,315 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■円、年間 ■■■■円です。

貸主は、中三川自治区の■■■■氏、借主は、同じ中三川自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

13 番ですが、土地の所在は、中三川 333-2 から 344-1 までの 3 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 43,261 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり ■■■■円、畑が 10a 当たり ■■■■円で、年間 ■■■■円です。

貸主は、中三川自治区の■■■■氏、借主は、同じ中三川自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

14 番ですが、土地の所在は、中三川 340 から 407 までの 2 筆の田で、合計面積は 31,676 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■円、年間 ■■■■円です。

貸主は、中三川自治区の■■■■氏、借主は、本三川自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

15 番ですが、土地の所在は、中三川 405 の 1 筆の田で、面積は 951 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■円、年間 ■■■■円です。

貸主は、中三川自治区の■■■■氏、借主は、本三川自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

以上で議案第 1 号の 10 番から 15 番の説明を終わります。

議長 議案第 1 号の 10 番から 15 番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号の10番から15番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号の10番から15番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『地域計画における目標地図（素案）の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)
局長 議案第2号『地域計画における目標地図（素案）の決定について』

農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した目標地図（素案）の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)
主査 議案第2号について、ご説明いたします。
目標地図の素案につきましては、これまでにアンケート調査の結果をベースに各地域において協議を行い、地域計画における農地一筆ごとの10年後の耕作者を調整していただいたところであります。

今回作成した目標地図の素案につきましては、議案資料の4ページから30ページに添付しておりますが、農家地区13地区となっております。

なお、今後由仁町へ目標地図の素案を提出してから、地域計画の策定に至るまでのスケジュールにつきましては、所管課である産業振興課におきまして、地域計画及び目標地図素案に係る内容の精査を行い、その後地域説明会を開催して、各農業関係機関への意見聴取し、年度末である3月31日付けで、地域計画の決定、公表する予定となっております。

主査 以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、目標地図の素案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、地域計画における目標地図の素案として、由仁町長に提出することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 16 時 10 分)

議事録署名委員

14 番 中道 雅彦



15 番 北川 正則

